

2022年7月作成

令和4年度後期 免除申請のしおり（本学独自制度）

九州大学学務部キャリア・奨学支援課学生納付金免除係

「免除申請のしおり（本学独自制度）」は、**本学が独自に実施している入学料免除・徴収猶予及び授業料免除（以下「独自制度」という）**について、申請手続や申請資格、必要書類などについて掲載しています。申請希望者は熟読して、申請期間内に手続をしてください。

《対象者》

- ・大学院生
- ・外国人留学生
- ・日本人の学部生（大学生）は、まずは国の「高等教育の修学支援（以下「新制度」という）」を利用するようにしてください。新制度の対象外である場合、または、新制度を申請している（申請を確約する）場合は、独自制度に申請することができます。

《申請期間》…日付は日本時間

在学生（令和4年度4月入学者を含む）

8月4日～9月8日 1次申請（申請システム入力） 入力方法は23～25ページを参照



8月4日～9月9日 2次申請（書類提出）

新入生（令和4年10月入学者）

入学手続時 入学料免除・徴収猶予の事前申請（申請希望者のみ）



10月4日～10月13日 1次申請（申請システム入力） 入力方法は23～25ページを参照



10月4日～10月14日 2次申請（書類提出）

《令和3年度からの変更点》

- ・国の高等教育の修学支援制度（新制度）に対して、従来から実施している本学独自の免除制度の略称を「従来制度」から「独自制度」に変更します。
- ・日本人学部生で、新制度の申請要件を満たす場合は、新制度及び日本学生支援機構の給付奨学金に申請する必要があります。この申請をしなかった場合は、独自制度の申請も無効となります。（詳細は7ページ参照）
- ・郵送による提出も可能です。郵送する際に担当係あてにメールをしてください。（詳細は4ページ参照）
- ・留学生で子どもや配偶者などの家族がいる方、またはルームシェアの方は必要書類に変更があります。（詳細は20・21ページ）

《目次》

I. 入学料免除・徴収猶予、授業料免除の申請手続	P 3
II. 免除制度及び申請資格	P 6
III. 収入・所得限度額について	P 9
IV. 必要書類	
1. 日本人学生等	P10
2. 独立生計者	P16
3. 留学生	P20
V. 申請システムの入力方法	P23
VI. 必要書類の様式、よくある質問	P26
VII. 所属学部・学府の担当係及び申請期間	P29

[入学料・授業料免除に関する遵守事項]

1次申請（申請システム入力）の際に、以下のことを誓約していただきますので、よく理解してください。

以下の遵守事項に反する場合は、ただちに入学料・授業料を納付する必要があります。

（申請者としての意識）

1. 学生として入学料・授業料を納付しなければならないことを自覚した上で、免除の申請を行っており、**不明な点がある場合は、保護者ではなく、学生自身から担当係に問い合わせること。**
2. 入学料・授業料免除が、経済的に困難でありかつ学業優秀な者を対象とした経済支援制度であることを理解し、免除後も学業に真摯に取り組むこと

（十分な理解が必要な事柄）

3. 申請のしおりを熟読・理解し、申請内容に事実と異なる記載や収入の申告漏れがないように努めること。
4. 申請期間を過ぎた場合は申請書類等を受理されないことを理解した上で、申請期間内に手続きを完了させること。
5. 書類提出時の受付票の控えを選考結果が通知されるまで保管すること。

（担当係との連絡について）

6. 九州大学からの連絡（携帯電話・電子メール等）に対し、必ず連絡が取れるようにすること。
また、担当係から不足書類の提出を求められた場合や不明な点について問い合わせがあった場合は、速やかに対応すること。
7. 申請後に家計状況が急変した場合や学籍異動（休学・留学等）が生じた場合、海外渡航等により連絡がとれなくなる場合は、速やかにその旨を担当係に連絡すること。

（選考について）

8. 学生ポータルシステムより選考結果を確認し、全額免除以外の結果になった場合は、通知に示された金額を所定の期間内に納付すること。また、保護者が学資を負担する場合は、選考結果・納付期限及び納付方法を保護者に連絡すること。
9. 希望のとおり減免されるとは限らないことを理解し、減免されない場合の方策をあらかじめ検討した上で、申請を行うこと。また、選考結果について他者や過去の結果と比較して不服を申し立てることがないこと。

[個人情報取り扱いについて]

願書などに記載された内容及び提出された書類の情報は、免除選考及び本学が実施する経済支援のために使用し、その他の目的には使用いたしません。

1. 入学料免除・徴収猶予、授業料免除の申請手続

1. 申請資格の確認

- (1) 2 ページに記載の遵守事項については1次申請の際に同意の確認をします。
- (2) 制度と申請資格について6 ページを確認してください。
- (3) **学部生（大学生で日本人又は留学生以外の外国籍の方）は必ず7 ページを確認してください。**
新制度と独自制度の2つの制度があり、独自制度の申請にあたっては、「学部生の免除申請資格確認票」により高等教育の修学支援（新制度）の申請資格の有無を確認する必要があります。
- (4) 留年や最短修業年限を超過した学生が特別な事情（休学、病気、留学、大学院生の論文作成等）により授業料免除を申請する場合は、申請資格について担当係に問い合わせの上、「留年・修業年限超過者特別事由書（様式 11-2）」を1次申請の前に担当係に提出する必要があります。（8 ページ参照）
- (5) 入学料・授業料免除の選考対象者となりうる収入・所得額の目安を9 ページに掲載しています。

2. 入学料免除・徴収猶予の事前申請（新入生で申請希望者のみ）…入学手続時

- (1) 入学料免除・徴収猶予の申請希望者は、入学手続時に入学料を納付せず、「**入学料免除・徴収猶予 事前申請書**」を提出してください。
- (2) 事前申請を行った後に入学を辞退する場合は、直ちに入学料を納付する必要があります。
- (3) **事前申請を行ったものの、入学後の手続（1次申請と2次申請）をしなかった場合は、申請は辞退になりますので、速やかに入学料を納付してください。**2次申請の提出期限を過ぎて入学料を納付する場合は延滞金が付加されます。

3. 必要書類の準備

- (1) **10～21 ページを熟読して必要書類を準備してください。**必要書類は、収入内容や世帯構成により異なります。
- (2) 本学 Web サイトから、必要な「各種申請様式」をダウンロードしてください。
 新入生用 <https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt01/>
 在学生用 <https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt02/>
- (3) 必要書類や1次申請で不明な点がある方は、担当係にお問い合わせください。
 - ・上記の Web サイトに掲載の「免除下書き用紙」を記入し、既に準備した書類とあわせて担当係に持参又はメールによりお問い合わせください。
 - ・以下に該当する場合は特に必要書類の不備となるケースが多いため、事前確認を推奨します。
 - ・必要書類や申請システムへの入力内容がよく分からない場合
 - ・家計支持者（父母等）が令和3年1月2日以降に就職・退職・転職・開業した場合
 - ・家計支持者（父母等）のうち、複数の収入内容がある者がいる場合
 - ・世帯に6か月以上の長期療養者がいる場合（13・15 ページも参照ください）

4. 1次申請（申請システム入力）…在学生 8月4日～9月8日（日本時間23：59まで）

新生児 10月4日～10月13日（日本時間23：59まで）

- (1) 23 ページを参照して、「入学科・授業料免除申請システム」（以下、「申請システム」という。）へログインし、必要事項を入力して、「願書」を出力してください。
1次申請の完了後、2次申請を提出期間内にしなければ、申請は辞退として取り扱います。
- (2) 授業料免除については、後期のみ申請（新規）、後期変更申請の2種類があります。
- (3) 以下に該当する方は「後期変更申請」を選択してください。
・前期申請時に「通年申請」、申請内容に変更が生じた場合（詳細は、5 ページを確認）
- (4) 家族・家計状況についての基準日は、前期の場合4月1日、後期の場合10月1日となります。

5. 2次申請（書類提出）…在学生 8月4日～9月9日（日本時間）（8月11日～16日及び土日祝を除く）

新生児 10月4日～10月14日（日本時間）（土日を除く）

- (1) **受付時間**について29 ページを参照してください。
- (2) 余裕をもって（目途として締切日の3日前までに）提出してください。
- (3) 「願書」に証明書等の必要書類を添付して、学生本人が担当係に提出してください。必要書類の確認のため、記入済みの「必要書類チェックリスト」（10～21 ページ掲載）も提出することをお勧めします。
- (4) 日本国内にいる場合は、郵送による提出が可能です。
・郵送する際に担当係あてにメールをしてください。タイトルは「免除申請書類の郵送について」とし、本文には学生番号、氏名（願書と同じ表記）、発送日を記入してください。
・2次申請の期限内に必着で郵送してください。期限を過ぎて到着した場合は受付できません。
・書類到着後又は2次申請の期限後に担当係から受領メールを発信しますので確認してください。電話での受領確認はお受けできません。
- (5) 日本国外にいる場合は、WEBサイトの「渡日不可者の申請方法」を参照して手続きしてください。
- (6) 期限までの提出が困難な証明書等がある場合は、必ず期限前に担当係に連絡してください。
- (7) 書類提出時に受付票の控えを渡された場合は、選考結果が通知されるまで保管してください。
- (8) 提出後に不足書類が見つかった場合は、担当係からメール又は電話により学生本人に連絡します。
- (9) **担当係からの連絡に対する速やかな応答がない場合や指定された期日までに不足書類の提出がない場合は、遵守事項に反することですので、申請は無効になります。**期日を過ぎて不足書類を提出することには応じられません。
- (10) **入学科免除・徴収猶予の事前申請を行い、入学後に1次・2次申請をしなかった場合は、申請は辞退として取り扱いますので、速やかに入学科を納付してください。**2次申請の提出期限（10月14日）を過ぎて入学科を納付する場合は延滞金が付加されます。
- (11) 提出書類に記入ミスがある場合は、申請者に連絡なく担当係において修正することがあります。

【免除申請後の注意事項】

- ・免除申請を完了させた場合は、**結果通知（12月下旬）まで入学科・授業料の徴収が猶予されます。**
- ・申請後に入学科又は授業料を納付する場合は「免除申請辞退届」を提出して、指示された方法により納付してください。なお、結果通知より前に入学科又は授業料を納付した場合は辞退として取り扱います。
- ・学期途中で卒業・修了・退学・休学する場合は、授業料免除の申請は辞退として取り扱いますので、「授業料免除申請辞退届」を提出して授業料を納付してください。また、授業料免除の結果通知後である場合は、免除の許可が無効となります。

6. 選考結果の通知 …12月下旬

- (1) 学生ポータルシステムの「あなた宛のおしらせ」により、学生本人に結果を通知します。
- (2) 授業料免除の選考は学期ごとに行いますので、通年申請している場合も前期分の選考結果がそのまま後期分に適用されるとは限りません。
- (3) 選考結果について、他者や過去の結果を比較した不服申し立てには応じられません。

7. 入学料、前期授業料の納付…12月下旬

- (1) 全額免除以外の選考結果となった場合は、通知に示された金額を期日までに納付してください。
- (2) 入学料は、結果通知で示す本学の入学料口座へ振込んでください。納付期限を過ぎた場合、年3%の延滞料が付加されます。
 - ・入学料徴収猶予が許可された場合は2月末日まで
 - ・入学料半額免除のみの許可又は不許可、入学料徴収猶予が不許可の場合は1月上旬まで
- (3) 前期授業料は、12月27日に口座振替（口座からの引落し）を行います。口座登録をしていない場合は、12月31日までに本学の授業料口座に振り込んでください。

8. 次年度前期の授業料免除の申請について

- (1) **次年度前期の在学生の授業料免除の申請期間は2月～3月上旬**を予定し、学生ポータルシステム等により案内します。1次申請及び2次申請は、今回と同様の手続きが必要です。
- (2) 令和5年4月に大学院（博士後期課程を含む）に進学する方が入学料・授業料免除を申請する場合は、入学手続の案内に同封されている書類を確認して、申請を行ってください。

通年申請をした後期分の申請内容に変更が生じる場合について【変更申請】

- (1) 前期申請時（4月1日時点）と後期申請時（10月1日時点）で申請内容（家族状況・就学状況・家計状況等）に次のような変更が生じる場合は、「変更申請」をしてください。
 - ・本人の通学区分や住居、家族数、本人以外の就学者等、願書に記載した事項に変更が生じた場合
 - ・父母等の家計支持者や申請者本人（独立生計者、私費留学生、104万円以上収入のある者）の収入状況に大幅な変更が生じた場合
 - ・私費留学生や独立生計者で4月以降に新たに給付型奨学金に採用された場合
 - ・家族の構成員に大幅な変更が生じた場合（障がい者、要介護、長期療養等）
 - ・日本人学部生で日本学生支援機構の給付奨学金の申請要件を満たさなくなり、「学部生の免除申請資格確認票」を変更する場合

(2)変更申請の方法

- ① 後期の1次申請の期間に申請システムにログインし、変更理由欄及び変更箇所を入力し、願書をプリントアウトしてください。
- ② 後期の2次申請（書類提出）期間に「願書」及び「修正した内容に関連する証明書類」を提出してください。「修正した内容に関連する証明書類」が特に無い場合（例：自宅通学から自宅外通学に変更）は、プリントアウトした「願書」を提出してください。

II. 免除制度及び申請資格

1. 入学料免除・徴収猶予の制度及び申請資格について

(1) 入学料免除

以下の申請資格者を対象として、学生からの申請に基づき審査を行い、すべての申請者の中から免除される者を選考の上、入学料の全額又は半額を免除するものです。**経済的理由のみの場合は全額免除に適用されません**

【申請資格】大学院入学者は次の①又は②に該当する者、学部入学者（編入学を含む）は②に該当する者

- ①経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
- ②入学前1年以内^{注1)}において、学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）^{注2)}が死亡又は本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、入学料の納付が著しく困難であると認められる者

※学部生は経済的理由のみの場合は入学料免除に申請できません。

(2) 入学料の徴収猶予

以下の申請資格者を対象として、学生からの申請に基づいて選考の上、本学が定めた期日（10月入学者は2月末日）までの間、入学料の徴収を猶予（納付期限を延期）するものです。この制度は入学料を減免するものではありません。

【申請資格】次の①又は②に該当する者

- ①経済的理由により、納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
- ②入学前1年以内^{注1)}において、学資負担者が死亡又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納付期限までに入学料の納付が著しく困難であると認められる者

注1)「入学前1年以内」とは、令和3(2021)年10月1日～令和4(2022)年9月30日です。

注2) 留学生の学資負担者は、本人もしくは日本在住の父母等とします。本国の父母等は該当しません。

2. 授業料免除制度及び申請資格について

以下の申請資格者を対象として、学生からの申請に基づき審査を行い、すべての申請者の中から免除される者を選考の上、学期（前期又は後期）ごとに納期分の授業料を免除するものです。免除額は納期分の授業料の全額、半額、4分の1の額となります。

【申請資格】次の①又は②に該当する者

- ① 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- ② 授業料の納付開始前6月（新入生は入学前1年）以内^{注1)}において学生の学資負担者^{注2)}が死亡又は学生もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

注1)「納付開始前6月以内」とは、令和4(2022)年4月1日～令和4(2022)年9月30日です。

注2) 留学生の学資負担者は、本人もしくは日本在住の父母等とします。本国の父母等は該当しません。

《大規模災害の被災学生への支援》

【対象となる災害】東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年台風19号、令和2年7月豪雨

【対象者】大規模災害により、次のいずれかに該当し、経済的困難を抱える学生

- ・主たる家計支持者が所有する自宅家屋が損壊した場合
- ・主たる家計支持者が死亡又は行方不明となった場合
- ・主たる家計支持者の失業等により著しく収入が減少した場合

申請にあたり事前に担当係あてお問い合わせください。

《入学料免除・徴収猶予、授業料免除の対象外となるケース》

- ・ 入学料（授業料）を既に納付している場合
- ・ 在職中の社会人学生で、勤務先等から研究・研修のために派遣され、入学料（授業料）として補助金等が支給されている場合
- ・ 政府派遣留学生で入学料（授業料）が支援されている場合
- ・ 入学料（授業料）のみに用途が限定されている奨学金等を受給している場合
- ・ 入学料（授業料）免除との併用が認められない奨学金等を受給している場合

《学部生（大学生）の授業料免除の申請について》

学部生（大学生で日本人又は留学生以外の外国籍の方）に対する免除制度は、国の「高等教育の修学支援制度（新制度）」と本学独自の免除制度（独自制度）の2種類があります。新制度は日本学生支援機構の給付奨学金とセットになった制度です。新制度による授業料免除を基本としますが、新制度の対象外となる場合は独自制度により授業料免除を実施します。

このため、授業料免除希望者は、まずは新制度の利用を検討し、新制度の利用ができない場合や新制度も申請する場合に独自制度の申請が可能になります。

「学部生の免除申請資格確認票」により、**新制度の授業料免除（日本学生支援機構の給付奨学金）の申請資格の有無を確認してください。** 記入済みの「学部生の免除申請資格確認票」は要提出。

↓ **独自制度の申請については、A～Dのうち該当するケースを参考にしてください。**

A) 給付奨学金を受給したことがなく、新制度（給付奨学金）の申請要件を満たす

- ・ **10月に必ず日本学生支援機構の給付奨学金（在学採用）を申請することを確約いただいた上で、独自制度の申請を受付します。** 給付奨学金の申請手続き（書類提出及びWEB入力）をしなかった場合は、独自制度の申請は無効となります。
- ・ 令和2年度以降に入学・編入学した方は新制度の選考結果が優先されます。
- ・ 令和元年度以前に入学した方は、新制度と独自制度の選考結果でより良い方が適用されます。

B) 既に給付奨学生として認定されている（民間奨学金を受けるため、給付奨学金は停止にしている場合を含む）

- ・ **新制度の減免継続願を提出している場合は、独自制度にも申請可能**です。新制度の支援対象外となる場合に独自制度の選考結果が適用されます。ただし、令和元年度以前に入学した方は、新制度と独自制度の選考結果でより良い方が適用されます
- ・ 以下のような場合は、新制度の支援対象外となります。

3月末時点の学業成績が不振のため4月から給付奨学金が廃止または2回目の警告となる場合

令和2年より令和3年の収入の増加により基準外となり10月から給付奨学金が停止となる場合

父母の預貯金等の資産が基準を超えたため給付奨学金が停止となる場合 など

C) 家計が基準外として給付奨学金が昨年10月から停止されている

独自制度を申請してください。ただし、10月から給付奨学金が再開される場合があるので、後期の授業料免除については、8月に新制度の継続申請も行ってください。

D) 新制度（給付奨学金）の申請要件を満たさない

新制度の支援対象外のため、**独自制度を申請**してください。

《留年者又は最短修業年限を超えている者について》

(1) 休学、留学、病気、大学院生の論文作成等の「特別な事由」がなく、留年又は最短修業年限（正規の卒業期）を超過している場合は、授業料免除に申請できません。

(2) 留年や最短修限を超えている者で申請を希望する場合は、「**留年・修業年限超過者特別事由書（様式 11-2）**」**2 枚目（裏面）の記載を確認**して、「特別な事由」に該当する場合は、1 次申請（申請システム入力）の前に担当係へお問い合わせください。

※休学、留学、病気を事由とする場合は、その事由が最短修業年限内で生じた場合に限ります。また、最短修業年限を超過した最初の学期の免除を申請してください。

※大学院生の論文作成を事由として申請する場合は、最短修業年限を超過した時点から 1 年間以内に限ります。（最短修業年限内に休学・留学をした場合は、休学・留学期間に 1 年間以内を加えることができます。）

(3) 新型コロナウイルスの影響を受けた以下のケースについては申請が認められる場合があります。

- ・令和 3 年度に最終学年（修業年限内）で、大学や所属学部・学府が把握する交換留学の予定であったが新型コロナウイルスの影響で渡航できなかった場合
- ・大学院生で令和 3 年度に新型コロナウイルスの影響で渡日不可や海外渡航不可により、研究を遂行できなかったため在学延長し、令和 4 年度が留年 2 年目となる場合

(4) 「留年・修業年限超過者特別事由書」（様式 11-2）を提出して、審査の結果、事由が適切であると認められる場合は、免除の申請を受理します。

Ⅲ. 収入・所得限度額について

入学料・授業料免除の申請にあたり、参考として、選考対象者となりうる目安として、収入・所得限度額を掲載しています。**選考対象者となりうる目安の額であり、免除を保証する額ではありません。**免除予算に限りがあるため、目安表の収入・所得額以内であっても免除されない場合があります。

○入学料免除について、収入・所得額のみではなく、家計支持者の死亡や風水害等での被災等の「特別な事情」があり、**経済的困窮度が著しく高いと認められる者から免除を行いますので、入学料が免除される者は限られます。**また、大学院入学者が経済的理由のみで申請した場合は、全額免除は適用されません。

○授業料免除について、収入・所得額のみではなく、**家族構成、申請者本人の課程や通学形態なども含めて選考し、経済的困窮度が高いと認められる者から全額免除、半額免除、4分の1額免除を行いますので、希望する選考結果にならない場合があります。**

なお、毎学期選考を行うため、家計状況に変動がない場合でも、前回の選考結果と同じになるとは限りません。

収入・所得限度額目安表

課程	家族構成 (注3)	本人の 通学形態	給与収入額 (注1) (千円)	所得額 (注2) (千円)
学部	2人世帯	自宅	5,785	3,430
		自宅外	6,414	3,870
	3人世帯	自宅	5,657	3,340
		自宅外	6,285	3,780
	4人世帯	自宅	6,457	3,900
		自宅外	6,920	4,340
	5人世帯	自宅	6,900	4,320
		自宅外	7,340	4,760
修士・専門職	1人世帯	自宅	3,885	2,100
		自宅外	6,128	3,670
	2人世帯	自宅	6,690	4,110
		自宅外	6,057	3,620
	3人世帯	自宅	6,640	4,060
		自宅外	6,780	4,200
	4人世帯	自宅	7,220	4,640
		自宅外	7,230	4,650
	5人世帯	自宅	7,670	5,090
		自宅外	7,670	5,090
博士	1人世帯	自宅	4,914	2,820
		自宅外	6,900	4,320
	2人世帯	自宅	7,830	5,250
		自宅外	7,530	4,950
	3人世帯	自宅	7,970	5,390
		自宅外	8,210	5,630
	4人世帯	自宅	8,650	6,070
		自宅外	8,780	6,200
	5人世帯	自宅	9,220	6,640
		自宅外	9,220	6,640

注1 給与収入額とは源泉徴収票の支払金額欄、課税証明書では給与収入欄であり、給与所得控除前の金額を指します。

注2 所得額とは確定申告等という売上金額から必要経費を差し引いた営業利益等の金額(所得金額欄)を指します。

注3 例 1人世帯・・・本人(独立生計者・自宅通学)

2人世帯・・・学部・修士課程・博士課程(自宅外通学) 父又は母(主たる家計支持者)・本人
博士課程(自宅通学) 配偶者(主たる家計支持者)・本人(独立生計者)

3人世帯・・・父(主たる家計支持者)・母(専業主婦)・本人

4人世帯・・・父(主たる家計支持者)・母(専業主婦)・本人・就学者(公立高校・自宅)

5人世帯・・・父(主たる家計支持者)・母(専業主婦)・本人・就学者(公立高校・自宅)・就学者(中学・自宅)

IV. 必要書類

1. 日本人学生等

申請者（学生本人）が家計支持者の所得税法上の扶養下にある日本人学生等（留学生及び独立生計者以外の学生）は、家計支持者の扶養下にある家族に関して、下表のうち該当する項目の書類が必要になります。

《注意事項》

- ① 「家計支持者」とは、原則として、**父母又は父母に代わり家計を支持する者**を指します。両親がいる場合は、父・母それぞれの書類が必要です。なお、無収入である場合でも、書類の提出は必要です。
- ② 「家計支持者の所得税法上の扶養下にある家族」とは、同居・別居に関係なく、源泉徴収票、確定申告書、市町村県民税申告書などの証明書類により、家計支持者により扶養されていることが確認できる者を指します。
祖父母や兄弟等が家計支持者と同居している場合でも、収入があり、家計支持者の扶養下でない場合は、願書への記入及び書類提出は不要です。
- ③ 一次申請の申請システムにおいて申請者本人の給付型奨学金を入力する箇所がありますが、入力不要です。また年額 104 万円に満たないアルバイト収入等を本人収入額欄に記入することも不要です。
- ④ 申請者（学生本人）が父母等の扶養下になくとも、独立生計者の要件を満たさない場合は、下表のうち父母等が該当する書類が必要です。

○必要書類チェックリスト *該当する書類を各1部提出してください。

記入済みのチェックリストを必要書類とあわせて提出することをお勧めします。

チェック事項	チェック欄	必要書類・注意事項
申請者本人について		
(1) 期限内に1次申請（申請システム）を行った	<input type="checkbox"/> はい → 全員提出	【必要書類】 願書（入学料免除・徴収猶予願、授業料免除願） *申請システム（Web）に入力を完了すると、PDFファイルで「願書」が表示されますのでA4判でプリントアウトしてください。 *26ページを参照して願書に入力した内容を確認してください。 特に給与収入や所得額について100円以下は四捨五入ではなく、切り捨てていることを確認してください。 *入学料免除・徴収猶予と授業料免除の両方を申請する場合は、それぞれの願書を提出してください。 *申請システムに入力できない場合は、24ページを参照してください。
(2) 学部生（大学生）である（留学生及び大学院生を除く）	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】 学部生の授業料等免除申請資格確認票 [入手先] 本学Webサイト *新制度を申請したことがなく、新制度の申請要件を満たす場合は、10月に給付奨学金の申請を必ず行ってください。 給付奨学金の申請をしなかった場合は、独自制度の入学料・授業料免除の申請が無効となります。

<p>(3) 休学・留学期間を含めて最短修業年限を超える</p>	<p><input type="checkbox"/>はい → <input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>【必要書類】(様式 11-2) 留年・修業年限超過者特別事由書 〔入手先〕 本学Webサイト * 申請資格の有無について1次申請前に担当係に問い合わせること * 「特別な事由」があり、原則超過1年以内の者のみ申請できる</p>
<p>(4) 申請者(学生本人)が104万円を超える給与収入がある</p>	<p><input type="checkbox"/>はい → <input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>【必要書類】申請者本人について1)・2)の2点とも提出 1) 申請者本人の令和3年分(令和3年1~12月)源泉徴収票(写) 〔入手先〕勤務先 *勤務箇所が複数ある場合は、全て提出 2) 令和4年度(令和3年分)所得課税証明書(写でも可) 〔入手先〕市町村の役所…(7)参照</p>
<p>(5) 申請者が以下のいずれかに該当する ・日本学術振興会特別研究員である ・先導的人材育成フェロシップ事業に採択されている ・マス・フォア・イノベーション連携学府の博士後期課程の学生である</p>	<p><input type="checkbox"/>はい → <input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>授業料相当額が支給されている又は授業料全額免除の支援を受けているため、申請不可です。</p>
<p>(6) 次のプログラムに採択された者 ・大学院リーディングプログラム ・次世代研究者挑戦的研究プログラム</p>	<p><input type="checkbox"/>はい → <input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>・証明書の提出は不要ですが、申請システムには本人の給与収入として受給額を入力してください。 ・1次申請時に左記プログラムに申請中である場合は、採択後に受給額を給与収入に加えます。 ・左記プログラム採択者の申請に関して25ページのQ3を参照</p>
<p>家計支持者(父母又は父母に代わり家計を支持する者)について</p>		
<p>(7) 父母等の家計支持者に扶養されている(独立生計の要件を満たすが父母等の扶養下にあるとして申請する者を含む) ※留学生及び独立生計者を除く</p>	<p><input type="checkbox"/>はい → 全員提出</p>	<p>【必要書類】父母(又は父母に代わり家計を支持する者)の令和4年度(令和3年分)所得課税証明書(写でも可) 〔入手先〕市区町村の役所 * 令和3年の収入金額、課税額、住民税所得割・均等割の額及び扶養親族数が記載されたもの * 両親がいる場合は、父母ともに必要。また無収入の場合でも必要。 * 勤務先から配布された横長の「市民税・県民税 特別徴収額の決定通知書」は不可</p>
<p>(8) 家計支持者に給与収入がある(専従者・パート等を含む) * 専従者とは自営業の家族従業員</p>	<p><input type="checkbox"/>はい →①~④から選択 <input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p><input type="checkbox"/>①令和3年1月2日以降に就職・転職等していない 【必要書類】令和3年分源泉徴収票(写) 〔入手先〕家計支持者の勤務先 * 勤務箇所が複数ある場合は、全て提出 * 休職の場合は、28ページのQ4を参照 <input type="checkbox"/>②令和3年1月2日以降に退職して、転職した 【必要書類】1)~3)の3点とも提出 1) (様式 2-1)年収見込申告書(該当者本人が作成) 2) 直近3か月分の給与・賞与明細書(写) 3) 退職時発行の源泉徴収票(退職年月日が記されたものに限る)、または、雇用保険受給資格者証の第1面、もしくは、離職票や辞令等の退職を示せる書類(写) ※主たる家計支持者は、3)の書類で扶養家族を確認できない場合は、在職時の源泉徴収票(写)又は確定申告書第二表(写)を提出してください。</p>

		<p><input type="checkbox"/>③令和3年1月2日以降に就職した</p> <p><input type="checkbox"/>④令和3年1月1日以前から現在も同じ勤務先であるが、勤務形態の変更（再雇用など）により令和3年よりも収入が大幅に変わる</p> <p>【必要書類】 1)・2) の2点とも提出</p> <p>1) (様式2-1)年収見込申告書 (該当者本人が作成)</p> <p>2) 直近3か月分の給与・賞与明細書 (写)</p> <p>※上記の書類の提出が困難な場合や今後変わる見込みの場合は次のいずれか1点を提出</p> <p>・(様式2-2) 年収見込証明書 (勤務先に作成を依頼)</p> <p>・雇用契約書等の年収見込額を示せるもの (写)</p> <p>※主たる家計支持者で前職がある場合は、扶養家族を確認するため、在職時の源泉徴収票(写)又は確定申告書第二表(写)を提出してください。</p>
<p>(9) 家計支持者が自営業、資産所有等により給与以外の所得がある（営業所得、農業所得、不動産所得、利子・配当所得、雑所得がある）</p>	<p><input type="checkbox"/>はい →①・②から選択</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p><input type="checkbox"/>①令和3年1月2日以降に新規事業を始めていない</p> <p>【必要書類】 1)・2) のいずれかを提出</p> <p>1) 令和3年分の確定申告書* 第一表・第二表 (・第三表**) (写)</p> <p>* 税務署の受付印があるもの又は電子申告の場合は「受信通知」を印刷したもの</p> <p>** 利子・配当所得の内容が第三表に記載されている場合は第三表も提出</p> <p>2) 令和4年度(令和3年分)市町村県民税申告書(写)</p> <p>* 令和3年分の収入金額・所得金額・必要経費等が分かるもの</p> <p><input type="checkbox"/>②令和3年1月2日以降に新規事業を始めた（開業予定を含む）</p> <p>【必要書類】 所得見込証明書 (様式自由)</p> <p>* 事業主に開業から1年間分の営業所得の見込を記入したものを作成依頼してください。</p>
<p>(10) 家計支持者が現在、無職又は無収入である</p>	<p><input type="checkbox"/>はい →①・②のいずれかに該当する場合は提出</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p><input type="checkbox"/>①課税証明書には有職時の年収記載があるが、現在は無職である</p> <p><input type="checkbox"/>②主たる家計支持者（家計支持者の内、主に生計を維持する者）が無職もしくは無収入である</p> <p>【必要書類】 家計支持者について1)・2) の2点とも提出</p> <p>1) (様式4) 無職の申立書</p> <p>2) 雇用保険受給資格者証の第1面、離職票や辞令等の退職を示せる書類(写)</p> <p>※前職がある方は、在職時の源泉徴収票、確定申告書第二表 (扶養家族の確認のため)</p>
<p>(11) 家計支持者が年金（老齢・遺族・障害・企業年金等）を受給している（令和4年10月から受給予定の場合を含む）</p>	<p><input type="checkbox"/>はい →</p> <p><input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>【必要書類】 1)・2) の2点とも提出</p> <p>1) (様式3) 年金受給状況報告書</p> <p>2) 最新の年金改定通知書、年金振込通知書、年金証書等 (年金受給額が記された源泉徴収票は不可)</p> <p>* 祖父母が父母に代わって家計を支持している場合に限り、祖父母</p>

		の公的年金に関する書類を提出してください。
(12) 家計支持者が児童扶養手当、又は特別児童扶養手当を受給している	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】 児童扶養手当証書 等の受給額が分かるもの（写） * 児童手当については、提出不要 * 令和4年10月以降に受給しない場合は提出不要
(13) 家計支持者が生活保護を受けている	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】 生活保護受給証明書 など生活保護受給の事実と直近1年分の扶助額が分かるもの（写）
(14) 家計支持者が親戚や離婚した父母等から援助（養育費含む）を受けている	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】 (様式8) 親戚等の援助申立書
(15) 家計支持者が傷病手当金・育児休業手当を受給している	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】 支給決定通知書（写） など支給額が分かるもの（写） 〔入手先〕 勤務先
家計支持者 又は 家計支持者が扶養する家族について（同居・別居に関わらず、家計支持者が扶養する家族）		
(16) 扶養家族（申請者のきょうだい）に申請者本人以外に高校、高専、短大、大学、大学院の就学者がいる	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】 1）・2）の2点とも提出 1) (様式5-1) 兄弟姉妹等在学状況報告書 2) 学生証（写） *有効期限内であること *申請時に進学先が未定の場合は、願書等の書類を2次申請の期限内に提出し、学生証が発行され次第、提出してください。 学生証の発行が大幅に遅れる場合は、各学校が発行する在学証明書を学生証の代わりとして提出してください。
(17) 扶養家族（申請者のきょうだい）に専修学校（専門課程又は高等課程）の就学者がいる	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】 (様式5-2) 兄弟姉妹等在学状況証明書（専修学生用） *在学する学校に証明を受けること *予備校、各種学校、専修学校の一般課程は本制度における就学者には該当しません。
(18) 扶養家族（申請者のきょうだい）に乳幼児、小・中学生、予備校生、各種学校や専修学校の一般課程の通学者、未就職の家族がいる	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	証明書の提出は不要ですが、申請システムの「就学者以外の家族」欄に家族に関する情報を入力してください。 なお、小・中学生については、申請システムの「本人以外の就学者」欄に入力してください。
(19) 家計支持者の源泉徴収票、確定申告書、市町村県民税申告書などに申請者本人以外の扶養家族の記載がない者がいる（新たに扶養に加わる者がいる）	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】 扶養控除等異動申告書（写） など、所得税上の扶養関係を確認できるもの。なお、健康保険上の扶養関係が確認できるものは原則不可。
(20) 家計支持者又は扶養家族に障害をもつ方がいる	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】 1) ~ 3) のいずれかを提出 （氏名・等級/障害の程度・更新日が記載されているページ） 1) 身体障害者手帳（写） 2) 療育手帳（写） 3) 精神障害者保健福祉手帳（写） *申請中の場合は医師の診断書（写）
(21) 家計支持者又は扶養家族に要介護1以上の方がいる	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】 介護保険被保険者証（写） 氏名・要介護状態区分・認定の有効期間が記載されているページ
(22) 家計支持者又は扶養家族に療養期間が6か月以上の長期療養の方がいて、療養者1人につき1年間の療養費（健康保険等による補填額を除く）が10万円以上である（P15参照）	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】 (様式6) 長期療養者に係る療養費証明書 *要件の詳細は様式6の2枚目（裏面）を参照 *診療機関が証明したもの *保険金を受給している場合は受給額を示すものも提出 ※ 診療機関による証明を受けることが困難な場合は1) ~ 3) の3点をすべて提出

		<p>1) (様式6) 長期療養者に係る療育費証明書</p> <p>2) 医師の診断書（原本で、1年以内に発行され、長期療養の理由（病名等）が記載されており、療養期間が6か月以上であることが証明されているもの）</p> <p>3) 療養費の支払いが分かる領収書等（写）</p>
(23) 家計支持者又は扶養家族に原爆被爆者で各種手当受給者がいる	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】 各種手当証書（写）
申請者又は家計支持者が災害等を受けた場合		
(24) 熊本地震、東日本大震災、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年台風19号、令和2年7月豪雨で被災した世帯である	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	<p>【必要書類】 罹（被）災証明書（写）等</p> <p>〔入手先〕 市区町村の役所</p> <p>* 家計支持者の所有する自宅家屋が被災した場合は、全壊・半壊等の被災状況を示してください。</p> <p>* 以前の授業料免除申請の際に被（罹）災証明書等を提出した場合は、再度の提出は不要。</p> <p>* 被災額を申告する場合は、被災額は被災総額ではなく、今後1年間分の支出増となる見込み額として、過去1年間の修繕費用等を申請システムに入力し、以下の書類を提出してください。</p> <p>なお、損害保険等で補てんされる場合は被害額から差し引いた額を入力してください。以下の根拠となる書類を提出できない場合、被災額は「0円」としてください。</p> <p>・過去1年間の損害保険金、修繕費用の領収書等の支払い金額の分かるもの</p>
(25) 納付開始前6か月（新入生は1年）以内に地震・火災・風水害等にあった世帯である	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	<p>【必要書類】 罹（被）災証明書（写）等</p> <p>〔入手先〕 市区町村の役所</p> <p>罹（被）災証明書が発行されない災害や火災等の場合は、以下の被災額証明書等の被災金額が分かるものを提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災額証明書等、被災金額が分かるもの 所得税の雑損控除を受ける場合は、その額が分かるもの 損害保険金等の支払い金額の分かるもの 申請システムには被災による支出増及び収入減となる年額を入力してください。

○必要書類の一例

(1) 日本人学部生で、父は企業に勤務し、母は国民年金を受給し、高校生の弟が1名いる場合

- ① 【本人】 願書
- ② 【本人】 学部生の授業料等免除申請資格確認票（大学院生は不要）
- ③ 【父母とも】 令和4年度所得課税証明書（写でも可）
- ④ 【父】 令和3年分源泉徴収票（写）
- ⑤ 【母】 (様式3) 年金受給状況報告書 + 最新の年金改定通知書など（写）
- ⑥ 【弟】 (様式5-1) 兄弟等の在学状況報告書 + 学生証（写）

例（2）：次ページに続く

（2）日本人学部生で、父は自営業、母は昨年12月に退職して今年1月から勤務先が変わり、兄弟はいない場合

- ①【本人】 願書
- ②【本人】 学部生の授業料等免除申請資格確認票（大学院生は不要）
- ③【父母とも】 令和4年度所得課税証明書（写でも可）
- ④【父】 令和3年分確定申告書 第一表～第二表（写）
- ⑤【母】 1月以降の勤務先に関して、（様式2-1）年収見込申告書+直近3か月分の給与・賞与明細書（写）
- ⑥【母】 12月以前の勤務先の源泉徴収票等、退職日が示せるもの（写）

《家計支持者の扶養家族内の長期療養者について》

家計支持者又は扶養家族に療養期間が6か月以上の長期療養の方がいて、療養者一人につき一年間（前期は前年4月～今年3月、後期は前年10月～今年9月）の療養費（自己負担額から保険・高額療養費などで補てんされる額を引いたもの）の合計が10万円以上の場合、必要書類の提出により申請が可能です。（確定申告の医療費控除申請のための医療費合計額の「10万円以上」と本長期療養費の合計「10万円以上」とは考え方が異なりますのでご注意ください。）申請を検討される場合は、以下の点にご注意ください。

- ★上記の期間内において療養費合計が10万円に満たない場合は、長期療養者申請不可。
- ★歯科や眼科の定期健診、風邪などで受診した一時的なもの、インプラント等の自由診療の場合の治療費は療養費に合算不可。
- ★医者が長期療養を必要と認めた傷病についての療養費（自己負担額から保険・高額療養費などで補てんされる額を引いたもの）について長期療養費の対象となります。

2. 独立生計者

以下の要件を全て満たす**大学院生**は、独立生計者として申請することが可能です。

- ① 所得税法上、父母等の扶養家族でないこと
- ② 本人（及び配偶者）の父母等と別居し、住居費を負担していること
- ③ 本人（及び配偶者）に父母等からの送金がなく、本人（又は配偶者）に学費を含めて生計を支えるのに必要な収入及び所得があること（原則として104万円以上の収入があり、所得申告がなされていること）

ただし、学部生で次のいずれかに該当する場合は、独立生計者として申請することが可能です。

- ① 父及び母と死別又は生別し、かつ、親戚等の援助を受けられない場合
- ② 本人が扶養者である場合
- ③ 本人の配偶者が主たる家計支持者として生計を維持している場合
- ④ 本人に、入学前に独立して生計を維持できる収入（アルバイト及び奨学金を除く。）があった場合
- ⑤ その他、上記①から④に準ずる場合

※ 上述の要件を満たす場合に独立生計者として申請することが必須ではありません。（28 ページ Q 3 を参照）

※ 勤務先から入学料（授業料）支援の補助金等を受けている社会人学生や、学団体等から入学料（授業料）に使途が限定された奨学金等を受給している学生や、入学料（授業料）免除との併用が認められていない奨学金を受給している学生は申請できません。

○必要書類チェックリスト *該当する書類を各1部提出してください。

記入済みのチェックリストを必要書類とあわせて提出することをお勧めします。

チェック事項	チェック欄	必要書類・注意事項
申請者本人について		
(1) 期限内に1次申請（申請システム）を行った	<input type="checkbox"/> はい → 全員提出	<p>【必要書類】 願書（A4判）</p> <p>*申請システム（WEB）に入力後、プリントアウトしたもの。 *26 ページを参照して願書に入力した内容を確認してください。 <u>特に給与収入や所得額について100円以下は四捨五入ではなく、切り捨てていることを確認してください。</u></p> <p>*入学料免除・徴収猶予と授業料免除の両方を申請する場合は、それぞれの願書を提出してください。</p> <p>*申請システムに入力できない場合は、24 ページを参照してください。</p>
(2) 独立生計者として申請する学生である	<input type="checkbox"/> はい→	<p>【必要書類】 1) ～3) の3点とも提出</p> <p>1) (様式1)独立生計者・私費留学生家計状況申立書</p> <p>2) アパート・市営住宅等の賃貸契約書（写）</p> <p>*契約者名・契約期間・家賃・入居者が分かるもの *本人以外がアパートの契約者の場合は、本人の通帳のコピーなど、本人による家賃納付を確認できるもの *本人の持ち家の場合は、固定資産税納付書など持ち家の維持費用の負担を確認できるもの *ルームシェアをしている場合は、賃貸契約書及び（様式7）ルームシェアの申立書</p> <p>3) 本人（及び配偶者）の令和4年度（令和3年分）所得課税証明書（写でも可） 〔入手先〕住所のある市区町村の役所</p>

		* 令和3年の収入金額、課税額及び扶養親族数が記載されたもの
(3) 休学期間を含めて最短修業年限を超えている	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】(様式11-2) 留年・修業年限超過者特別事由書 * 申請資格の有無について1次申請前に担当係に問い合わせること * 「特別な事由」があり、原則超過1年以内の者のみ申請可能
(4) 学部生（大学生）である （留学生及び大学院生は除く）	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】学部生の授業料等免除申請資格確認票 新制度を申請したことがなく、新制度の申請要件を満たす場合は、10月に給付奨学金の申請を必ず行ってください。 給付奨学金の申請をしなかった場合は、独自制度の入学料・授業料免除の申請が無効となります。
(5) 申請者（又は配偶者）に企業へ勤務、アルバイト・パートにより給与収入がある（TA・RAは除く）	<input type="checkbox"/> はい →①～④から選択 <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> ① 令和3年1月2日以降に就職・転職等していない 【必要書類】 申請者(及び配偶者)の 令和3年分源泉徴収票 （写） * 勤務箇所が複数ある場合は、全て提出 * 休職の場合は、28ページのQ4を参照 <hr/> <input type="checkbox"/> ② 令和3年1月2日以降に退職し、転職した 【必要書類】 申請者(及び配偶者)について、1)～3)の3点とも提出 1) (様式2-1)年収見込申告書 （該当者本人が作成） 2) 直近3か月分の給与・賞与明細書 （写） 3) 退職時発行の源泉徴収票（退職年月日が記されたものに限る）、または、雇用保険受給資格者証の第1面、もしくは、離職票や辞令等の 退職を示せる書類 （写）（アルバイトは提出不要） <hr/> <input type="checkbox"/> ③ 令和3年1月2日以降に就職した <input type="checkbox"/> ④ 令和3年1月1日以前から現在も同じ勤務先であるが、勤務形態が異なるため、令和2年よりも収入が大幅に変わる 【必要書類】 申請者（及び配偶者）について1)・2)の2点とも提出 1) (様式2-1)年収見込申告書（該当者本人が作成） 2) 直近3か月分の給与・賞与明細書（写） ※上記の書類の提出が困難な場合や今後変わる見込みの場合は次のいずれか1点を提出 ・(様式2-2) 年収見込証明書（勤務先に作成を依頼） ・雇用契約書等の年収見込額を示せるもの（写）
(6) 申請者（又は配偶者）は4月からTA・RAの収入がある	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】 1)・2)の2点を提出 1) (様式2-1)年収見込申告書 （該当者本人が作成） 2) TA・RAの勤務日数・時間数・時給が分かるもの （担当教員からの依頼メールなど） ※上記の書類が困難な場合や前年度と勤務時間数などが大幅に変わらない場合は、次の書類を提出 ・ 令和3年分源泉徴収票 （写）
(7) 申請者（又は配偶者）が自営業や資産所有等により給与以外の所得がある	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> いいえ	営業所得、農業所得、不動産所得、利子・配当所得、雑所得がある場合は、12ページの(9)を確認し、該当する場合は、示された必要書類を提出してください。

<p>(8) 所得課税証明書に有職時の年収記載があるが、現在は無職である</p>	<p><input type="checkbox"/>はい → <input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>〔必要書類〕雇用保険受給資格者証の第1面、離職票や辞令等の退職を示せる書類（写）</p>
<p>(9) 申請者が令和4年度に給付型の奨学金を受給する</p>	<p><input type="checkbox"/>はい → <input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>受給決定、または前年度から継続受給する給付型の奨学金について、今年度の受給額を申請システムに入力してください。（貸与型の奨学金は入力不要） ※ 1次申請後に本学を通して申請した給付型奨学金に採用された場合はその受給額を担当係にて願書に追記します。</p>
<p>(10) 申請者が以下のいずれかに該当する ・日本学術振興会特別研究員である ・先導的人材育成フェローシップ事業に採択されている ・マス・フォア・イノベーション連携学府の博士後期課程の学生である</p>	<p><input type="checkbox"/>はい → <input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>授業料相当額が支給されている又は授業料全額免除の支援を受けているため、申請不可です。</p>
<p>(11) 次のプログラムに採択された者 ・大学院リーディングプログラム ・次世代研究者挑戦的研究プログラム</p>	<p><input type="checkbox"/>はい → <input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>・証明書の提出は不要ですが、申請システムには本人の給与収入として受給額を入力してください。 ・1次申請時に左記プログラムに申請中である場合は、採択後に受給額を給与収入に加えます。 ・左記プログラム採択者の申請に関して28ページのQ3を参照</p>
<p>(12) 所得課税証明書や源泉徴収票等で104万円以上の給与収入が確認できず、また、日本学術振興会特別研究員や(11)のプログラムに採択された者でもないが、父母の扶養下になく、学費を含めて生計を支えるのに必要な収入手段がある</p>	<p><input type="checkbox"/>はい → <input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>【必要書類】父母等の扶養下でないことを確認するため、 1)～3)のいずれかを提出してください。 1) 令和4年1月1日以前から父母等の扶養下でない …令和3年分父母の源泉徴収票又は令和3年分確定申告書 第一票・第二表（写） 2) 令和4年1月2日以降に父母等の扶養から外れた …扶養控除等異動申告書（写） 3) 父母がともに無職で扶養できない状況又は死別・生別の場合 …本人が筆頭健康保険被保険者証（写） (国民健康保険の場合は本人が世帯主)</p>
<p>(13) 在職中の社会人学生であり、勤務先が本学への入学を認識している（研究や研修のため派遣されている場合等）</p>	<p><input type="checkbox"/>はい → <input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>【必要書類】勤務先が入学料（授業料）として補助金等を支給していないことの証明（勤務先が発行したもの）</p>
<p>(14) 配偶者や子どもなどの扶養家族がいる</p>	<p><input type="checkbox"/>はい → <input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>・源泉徴収票等で扶養確認ができない場合は、世帯全員の住民票を提出してください。（私費留学生で独立生計の場合は、世帯全員分の在留カード（表面と裏面の写）を提出してください。） ・13～14ページの(12)、(15)、(16)～(23)を確認し、該当する場合は、示された必要書類を提出してください。</p>
<p>(15) 申請者本人が災害にあった</p>	<p><input type="checkbox"/>はい → <input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>14ページの(24)・(25)を確認し、該当する場合は、示された必要書類を提出してください。申請者の実家が被災した場合は対象外です。</p>

○必要書類の一例

申請者は日本人学生の大学院生で、親元とは別居しており、次世代研究者挑戦的研究プログラムに採用されたため、独立生計者として申請する。10月からTAとしても採用予定となっているが、TAの採用通知書等の提出が2次申請の期限に間に合わない。

- ① 願書
- ② (様式1)家計状況申立書
- ③ 賃貸契約書(写)
- ④ 令和4年度所得課税証明書(写でも可)
- ⑤ (様式2-1)年収見込申告書(申請者本人が作成)
- ⑥ TAの依頼メールによりTAの勤務時間数・時給が示され、収入額が確認できるもの

3. 留学生

留学生は、申請者（学生本人）及び配偶者に関する書類が必要になります。

申請システムには本国にいる家族の情報は入力不要です。

○**必要書類チェックリスト** *該当する書類を各1部提出してください。

記入済みのチェックリストを必要書類とあわせて提出することをお勧めします。

チェック事項	チェック欄	必要書類・注意事項
申請者本人について		
(1) 申請者の父母等の生活拠点が日本にあり、父母等に年額 104 万円以上の収入がある。	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> いいえ	日本人学生と同様の書類の提出が必要です。 10～14 ページの日本人学生対象のチェックリストを確認して、該当する場合は、示された必要書類を提出してください。
(2) 期限内に 1 次申請（申請システム）を行った	<input type="checkbox"/> はい → 全員提出	【必要書類】 願書 (A4 判) * 申請システム (WEB) に入力後、プリントアウトしたもの。 * 26 ページを参照して願書に入力した内容を確認してください。特に以下について確認してください。 ① <u>本国にいる家族の情報を記載していないこと</u> ② <u>収入・支出額を 100 円以下は四捨五入ではなく、切り捨てていること</u> * 入学金免除・徴収猶予と授業料免除の両方を申請する場合は、それぞれの願書を提出してください。 * 申請システムに入力できない場合は、24 ページを参照してください。
(3) 留学生である	<input type="checkbox"/> はい→	【必要書類】 ・ (様式 1) 独立生計者・私費留学生家計状況申立書 日用品費を「0 円」としている場合、原則、受理できません。 ・ 在留カード (表面と裏面の写し)
(4) 休学・留学期間を含めて、最短修業年限を超えている	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】 (様式 11-2) 留年・修業年限超過者特別事由書 * 申請資格の有無について 1 次申請前に担当係に問い合わせること * 「特別な事由」があり、原則超過 1 年以内の者のみ申請できる。
(5) 2022 年 1 0 月 1 日時点で民間のアパートや市営住宅等に住んでいる	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】 賃貸契約書 (写) * 契約者名・契約期間・家賃・入居者が分かるもの * 日本に入国できないためアパートの契約ができていない場合は、担当係に申し出てください。 * 1 0 月 2 日以降に転居する予定であるが、アパートの契約ができていない場合は、現在 (転居前) の住居の賃貸契約書を提出してください。
(6) 2022 年 1 0 月 1 日時点で九州大学の学生寮や国際交流会館に住んでいる	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> いいえ	入寮許可書等の書類は提出不要ですが、住所欄に住んでいる寮の名称を申請システムに入力してください。
(7) ルームシェアし、家賃もシェアしている	<input type="checkbox"/> はい→ <input type="checkbox"/> いいえ	【必要書類】 (様式 7) ルームシェアの申立書 * 同居人の署名が必要 * 賃貸契約書により、同居人の氏名が確認できること。確認できない場合は同居人の在留カードの写も提出すること。

(8) 昨年、日本において申請者（又は配偶者）にアルバイト等の給与収入があり、今年も同様の収入がある見込である（T A・R Aを含む） ※昨年、日本において収入がなかった場合は「いいえ」を選択	<input type="checkbox"/> はい →①・②から選択	<input type="checkbox"/> ① 申請者(又は配偶者)の給与収入額が104万円を超えない 【必要書類】 3か月分の給与明細書(写) <input type="checkbox"/> ② 申請者(又は配偶者)の給与収入額が104万円以上 【必要書類】 次の2点を提出（配偶者分も必要） 1) 令和4年度(令和3年分)所得課税証明書(写でも可) →〔入手先〕住所のある市区町村の役所 *令和3年の収入金額、課税額及び扶養親族数が記載されたもの 2) 令和3年分源泉徴収票(写) ※独立生計者として16～18ページを参照して必要書類を提出してください。
	<input type="checkbox"/> いいえ →①・②から選択	<input type="checkbox"/> ① 申請者(又は配偶者)の今年の給与収入額が104万円を超えない 【必要書類】 3か月分の給与明細書(写) *4月以降から勤務予定の場合は提出不要 <input type="checkbox"/> ② 申請者(又は配偶者)の今年の給与収入額が104万円以上 【必要書類】 次の3点を提出（配偶者分も必要） 1) 令和4年度(令和3年分)所得課税証明書(写でも可) →〔入手先〕住所のある市区町村の役所 *令和3年の収入金額、課税額及び扶養親族数が記載されたもの 2) (様式2-1)年収見込申告書 3) 雇用契約書など給与額を証明できる書類(写) ※独立生計者として16～18ページを参照して必要書類を提出してください。
(9) 申請者が2022年度に給付型の奨学金を受給する	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	受給決定、または前年度から継続受給する奨学金について、今年度の受給金額を申請システムに入力してください。(貸与型奨学金は入力不要) ※1次申請後に本学を通して申請した給付型奨学金に採用された場合はその受給額を担当係にて願書に追記します。
(10) 申請者が以下のいずれかに該当する ・日本学術振興会特別研究員である ・先導的人材育成フェローシップ事業に採択されている ・マス・フォア・イノベーション連携学府の博士後期課程の学生である	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	授業料相当額が支給されている又は授業料全額免除の支援を受けているため、申請不可です。
(11) 次のプログラムに採択された者 ・大学院リーディングプログラム ・次世代研究者挑戦的研究プログラム	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	・証明書の提出は不要ですが、申請システムには本人の給与収入として受給額を入力してください。 ・1次申請時に左記プログラムに申請中である場合は、採択後に受給額を給与収入に加えます。 ・左記プログラム採択者の申請に関して28ページのQ3を参照
(12) 配偶者や子どもなどの扶養家族がいる	<input type="checkbox"/> はい → <input type="checkbox"/> いいえ	・源泉徴収票等で扶養確認ができない場合は、世帯全員の在留カード（表面と裏面の写）を提出してください。 ・13～14ページの(12)、(15)、(16)～(23)を確認し、該当する場合は、示された必要書類を提出してください。

○必要書類の一例

(1) 申請者は私費留学生で、アルバイトをしてなく、アパートを借りて一人暮らしをしている。

- ① 願書
- ② (様式1)家計状況申立書
- ③ 民間アパート・市営住宅等の賃貸契約書(写)
- ④ 在留カード(表面と裏面の写)

(2) 申請者は私費留学生で、アルバイトによる収入(年収104万円以下)があり、友人とルームシェアしている。

- ① 願書
- ② (様式1)家計状況申立書
- ③ 民間アパート・市営住宅等の賃貸契約書(写)
- ④ (様式7)ルームシェアの申立書
- ⑤ 直近3か月分の給与明細書(写)
- ⑥ 在留カード(表面と裏面の写)

(3) 申請者は私費留学生で、本学の留学生の配偶者がいて同居している。アルバイトによる収入が申請者は80万円、配偶者は40万円であり、子どもがいる。(給与収入が申請者と配偶者の両方とも年104万円を超えない場合)

- ① 願書
- ② (様式1)家計状況申立書
- ③ 民間アパート・市営住宅等の賃貸契約書(写)
- ④ 【本人と配偶者】令和3年分源泉徴収票(写)又は(様式2)年収見込申告(証明)書(直近3か月分の給与明細書を添付)
- ⑤ 世帯全員分の在留カード(表面と裏面の写)

(4) 申請者は私費留学生で、働いている配偶者がいて同居している。アルバイトによる収入が申請者は40万円、配偶者は130万円あり、子どもがいる。

(給与収入が申請者と配偶者のいずれかが104万円以上がある場合は日本人の独立生計者と同様の書類を提出する)

- ① 願書
- ② (様式1)家計状況申立書
- ③ 民間アパート・市営住宅等の賃貸契約書(写)
- ④ 【本人と配偶者】令和4年度所得課税証明書(写でも可)
- ⑤ 【本人と配偶者】令和3年分源泉徴収票(写)又は(様式2)年収見込申告(証明)書(直近3か月分の給与明細書を添付)
- ⑥ 世帯全員分の在留カード(表面と裏面の写)

(5) 申請者は私費留学生で、他大学の大学院生の配偶者がいて同居している。本人はアルバイト収入30万円、配偶者は給付型の奨学金が年額120万円ある場合

(奨学金は給与収入として見ないため、通常の留学生と同じ書類を提出する)

- ① 願書
- ② (様式1)家計状況申立書
- ③ 民間アパート・市営住宅等の賃貸契約書(写)
- ④ 【本人】令和3年分源泉徴収票(写)又は直近3か月分の給与明細書(写)
- ⑤ 【配偶者】(様式5-1)兄弟姉妹等在学状況報告書+学生証(写)
- ⑥ 世帯全員分の在留カード(表面と裏面の写)

(6) 申請者は私費留学生であるが、父母の生活拠点が日本にあり、父は会社に勤務し、年額104万円以上の給与収入がある。母はパートで年額80万円の給与収入がある。また日本に高校生の弟がいる。

(日本人学生と同様の書類を提出する)

- ① 【本人】願書
- ② 【父母とも】令和4年度所得課税証明書(写でも可)
- ③ 【父母とも】令和3年分源泉徴収票(写)
- ④ 【弟】(様式5-1)兄弟等の在学状況報告書+学生証(写)

V. 申請システムの入力方法

1. 学生ポータルシステム <https://ku-portal.kyushu-u.ac.jp/campusweb/top.do>

学生ポータルシステムは、授業料免除に関する情報の通知や申請システムにログインする際に使用します。特に申請及び結果通知の時期には必ず確認するようにしてください。

①SSO-KID とパスワードを入力

SSO-KID の利用について不明な点は九州大学 SSO ポータル <https://web.sso.kyushu-u.ac.jp/> で確認してください。

「メッセージ転送設定」
学生ポータルへ通知された情報を日常的に使用するメールに転送することができます。

②「入学科・授業料免除システム」をクリック

③SSO-KID とパスワードを入力

「大学からのお知らせ」
申請期間等の全般的な

「あなた宛のお知らせ」
免除の選考結果を送信

学生証裏面
The reverse side of your Student ID card
SSO-KID

連絡先: 〒819-0395 福岡市西区元岡144 九州大学学務部全学教育課 092-802-5939

11A G0999Z
No. S0909996
SSO-KID 1234567890

1. 本証は、他人に譲渡又は譲渡してはならない。
2. 本証は、裏に複製し、本学教職員のみ請求があったときは、いつでも提出しなければならない。
3. 本証を紛失したときは速急に、交付書に届け出なければならない。
4. 複製又は偽造、遺失等により学籍を離れたと判断し直ちに交付書に届け出なければならない。
※ 学生への他の証明書は、学部長、学務長等が行うことがある。

2. 入学科・授業料免除システム（申請システム）

九州大学 Kyushu University SSO system
シングルサインオンシステム

SSO-KID
Password

③SSO-KID とパスワードを入力

重要: 2016年3月15日から全学生のログインIDがSSO-KID(10桁の数字)になりました。
パスワードは以前のものが利用できます。
Notice: All student's Login ID has changed to SSO-KID (e.g. 1234567890) since Mar.15.2016.
The Password remains the same as before.

既に SSO-KID によるログインをしている場合は、「シングルサインオンシステム」の画面は表示されません。

IDの移行について (SSO-KIDの確認方法)

九州大学全学共通ID(SSO-KID)でログイン・サインインして下さい。

ログイン方法が分からない 時には
I Don't know how to login

Cooperated by Shibukawa University Federation

お問い合わせ: 情報長官本部 全学共通ID証書実室 id-rooms@kyushu-u.ac.jp
Help desk: Info. Infra. Initiative, ID-Room id-rooms@kyushu-u.ac.jp

九州大学 入学料免除・徴収猶予申請システム
 授業料免除申請システム
 Kyushu University
 Enrollment Fee Exemption and Deferment Application System
 Tuition Fee Exemption Application System.

※本システムはブラウザのポップアップブロックが設定されている場合、ログインできません。ブラウザのポップアップブロックの設定を解除してください。
 ※IDに自分のSSO-KIDが表示されていることを確認し、ログインボタンを押してください。
 Confirm that your SSO-KID is displayed in the ID and press the [Log in] button.

Language: ● 日本語 ○ English

※IDに自分のSSO-KIDが表示されていることを確認し、ログインボタンを押してください。
 Confirm that your SSO-KID is displayed in the ID and press the [Log in] button.

ID: 1234567890

Password: ●●●●●●

Log in

★ログインボタンを押しても次に進めない場合は？
 使用しているブラウザのポップアップブロックを解除してから再度ログインしてください。

ポップアップブロック解除の方法については、各ブラウザで異なりますので、各自でお調べ願います。
 設定を変更したにもかかわらず、ログインできない場合は、他のブラウザで再度試してください。

④表示する言語を選択

SSO-KID とパスワードがあらかじめ表示されています

⑤「Login」ボタンを押す

▼ 入力上の注意

- ・前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況で記入してください。
- ・後期分も前期分と家計状況等が同じ（予定）の場合は、前期申請時に前期分と後期分を併せて申請できますので、連年で申請する方は、「申請期間」欄にて、「前後期申請」を選択してください。
- なお、10月1日現在で申請内容に変更が生じる場合（詳しくは「申請のしおり」参照）は、後期分申請時に変更申請が必要となります。（変更内容によっては、それに関する書類が必要となります。）

入力画面を30分以上放置するとタイムアウトになります。

▼ 各種様式のダウンロード

申請のしおり・操作マニュアル・2次申請で必要となる各種様式は [こちら](#) からダウンロードできます。

以下のボタンをクリックし、入力を行ってください。

申請（願書登録）

⑥「申請(願書登録)」ボタンを押す

以下の確認事項をよく読み、その内容を理解し、同意できた場合は、下記の□にチェックをしてください。

誓約書 Pledge

九州大学 総長 殿
 To: President, Kyushu University

私は、平成30(2018)年度の入学料免除・徴収猶予ならびに授業料免除の申請を行うに当たり、下記事項を遵守し、反する場合は申請を取り下げ、直ちに入学料・授業料を納付することを誓約します。

I swear to observe the following matters when applying for enrollment fee exemption/deferment and tuition fee exemption for 2018. In case of disagreement, I will withdraw the application and pledge to pay the enrollment fee and tuition fee immediately.

6. 私は、申請の当事者としての意識を十分に持ち、申請内容、選考結果の確認、入学料および授業料の納付について責任を持ちます。
 VI. I shall have enough awareness and responsibility for the application contents, screening result confirmation and the payment of enrollment/deferment fee and tuition fee.

上記のとおり理解し、同意いたします。

⑦誓約事項をよく読み、チェックボックスにチェック☑を付ける。

「誓約書」の画面は、初回入力時のみ表示されます

次へ/Next

⑧「次へ」を押す

⑨画面に従い、申請者、家族及び収入等に関する情報を入力し、内容を確認して間違いがない場合は、最終ページにある「更新」ボタンをクリックしてください。

前回申請した方は（前期・後期問わず）、申請時に入力したデータを引用した申請ができます。引用したデータを確認の上、今回の申請内容に合わせて修正入力をしてください。

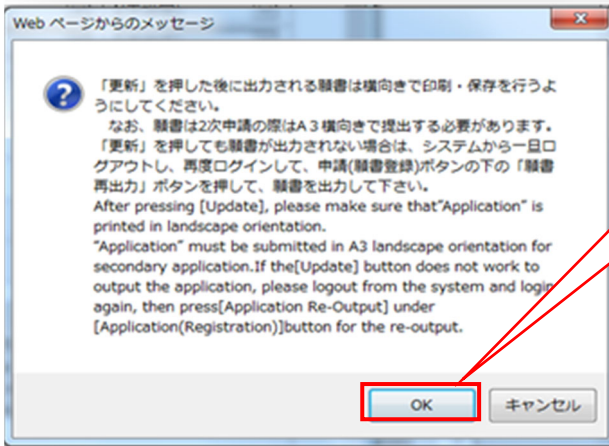
収入状況（給与収入） / Income Situation

続柄 Relationship	給与・賃金 Salaries and wages (千円)	専従者給与 Full-time family salary (千円)
本人/You		
父/Father		
母/Mother		

収入・所得欄については、項目ごとにある入力例を参照して、源泉徴収票や確定申告書等に記載されている金額を入力してください。
 例えば、給与所得者である場合、源泉徴収票の「支払金額」を入力してください。千円未満は四捨五入せず、切り捨て（支払金額）

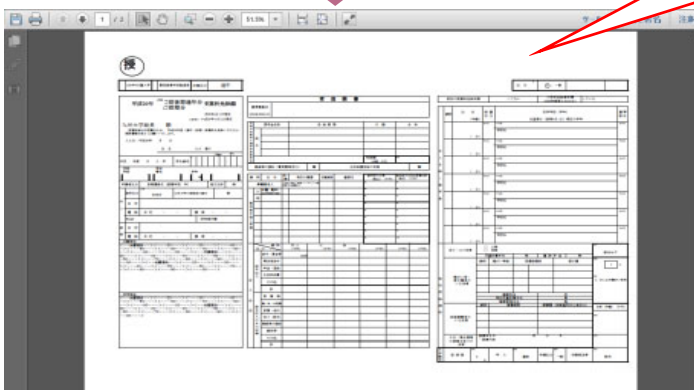
「本人」の収入欄は、独立生計者、留学生又は本人のアルバイト等の収入が104万円以上の場合に入力してください。

私費留学生は本国の家族に関する情報は入力不要です。



⑩ 「OK」を押す

⑪ 「願書」がPDFで表示されるので、保存して、印刷。
「願書」は授業料のみの場合は1枚、入学料と併願の場合は2枚出力されます。



★願書が出力されない場合は？

- 1) PDFがWEB画面の背面に隠れていることがあります。
- 2) 一旦、システムからログアウトした後、再度ログインし、「願書再出力」ボタンをクリック。
願書の再出力は2次申請の締切日まで可能です。

★願書情報の修正方法

「申請（願書登録）」ボタンを押すと、前回入力した内容が表示されますので、修正を行い、再度願書出力。
1次申請の期間中は修正可能です。ただし、2次申請で願書を提出した後は、担当者の指示がない限り申請システム（Web）の修正は行わないでください。



提出日 / Submission Date	2018/12/19
学生番号 / ID number	<input type="text"/>
入学時期 / Enrollment year and month	<input type="radio"/> 4月 April <input type="radio"/> 入学 Enrollment <input type="radio"/> 10月 October <input type="radio"/> 編入学 Transfer
氏名 / Name	<input type="text"/>
年齢 / Age	<input type="text"/> 才
学部・学府 学科・専攻 Department・Specialization	[[未設定]] [[未設定]]
学年 / Grade	<input type="text"/> 年 前期は4月1日、後期は10月1日現在の学年を入力して下さい。 Please enter the grade of April 1st for the spring semester and October 1st for the fall semester.



・1次申請の期間終了後は「受付済」と表示が出て、クリックできません。修正がある場合は、担当係に申し出て下さい。

VI. 必要書類の様式、よくある質問

1. 願書（入学料免除・徴収猶予願、授業料免除願）

以下の①~④の部分でミスが多く生じていますので確認してください。



④「本人を除く就学者」欄は、小・中学校、高校、大学、大学院、高専、短大、専修学校（専門課程、高等課程）のきょうだいが記載されているか。
留学生は日本にいる就学者のみを記載してください。

③父母等の収入欄は、源泉徴収票や確定申告書に記載のある収入額が記載されていて、千円未満を四捨五入ではなく、切り捨てているか。

①「就学者を除く家族」は家計支持者の扶養家族（源泉徴収票や確定申告書に記載のある家族）が記載されているかどうか。
祖父母や就職しているきょうだいが父母と同居していても、父母の扶養下でない場合は記載しないでください。
留学生は本人が扶養している家族のみを記入してください。本国にいる父母等は記載しないでください。

②「本人」の収入欄は、本人のアルバイト等の収入が104万円未満の場合は記載しないでください。
（※ただし、独立生計者は104万円未満でも記載してください）

※願書の内容は、1次申請の期間中は各自で修正できます。

2. 源泉徴収票（給与収入がある場合）

① 「支払金額」の額を願書の「給与収入」に記載

② 「摘要」欄、または「控除対象扶養親族」と「16歳未満の扶養親族」に記載がある家族のうち、免除申請年度も扶養下にある家族を願書に記載

③ 「中途就・退職」欄に就職日の記載がある場合は、（様式2-1）年収見込申告書又は（様式2-2）「年収見込証明書」も提出してください。
「中途就・退職」欄に退職日の記載があり、家計支持者（独立生計者、留学生は除く）が現在、無職の場合は、（様式4）無職の申立書も提出してください。

3. 確定申告書 B 表（自営業や所有資産等により給与外所得がある場合）

①第一表の「所得金額」欄の「営業等」「農業」「不動産」「利子」「配当」「雑」の金額を願書の「給与収入以外の所得」に記載
 「収入金額等」欄の「給与」の金額を願書の「給与収入」に記載

②第二表の「扶養控除」欄の扶養親族及び「住民税」欄の「16歳未満の扶養親族」に記載がある家族のうち、免除申請年度も扶養下にある家族を願書に記載

他の証明書類や本学の様式については、本学Webサイトをご覧ください。

- 新生児：<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt01/> 「各種様式」
- 在学児：<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt02/> 「各種様式」

4. よくある質問

Q1 免除を申請して許可されると入学料や授業料を支払わなくてよくなるのですか？

A1 選考の結果、「全額免除」が許可された場合は納付不要になりますが、「半額免除」又は「4分の1の額の免除」の場合は、差額分を納付する必要があります。

Q2 九州大学に入学予定の私費留学生ですが、入学前（日本に入国する前）に入学料や授業料が免除になるかどうかわかりませんか？

A2 本学の私費留学生の授業料免除は、入学後の日本における学生本人の経済的事情をもとに選考を行っているため、入学前に免除者を決定することはできません。

Q3 次世代研究者挑戦的研究プログラムに採用されましたが、授業料免除にどのように影響しますか？また、保護者からの扶養から外れて、独立生計の要件をすべて満たすようになりましたが、独立生計者として申請すべきでしょうか。

A3 このプログラムでは生活費や研究奨励のための給付金が支給され、本人の収入が増加することとなりますので、プログラム採択前と比べて、免除額は減少する可能性があります。

また、日本人学生が独立生計の要件を満たす場合、独立生計者として申請することは可能ですが、父母等の扶養下にある者としても申請できます。扶養下にある者として免除申請した場合は、父母の収入に本人の収入が加算されますが、家族数やきょうだいの就学者、身障者・要介護者の家族等の情報が考慮されます。独立生計者として申請した場合は、実家の家族数や家族に関する情報等は考慮されなくなります。

Q4 提出書類について、家計支持者（父母等）が休職している場合は、どのようなものが必要ですか。

A4 休職証明書など、休職期間が確認できる書類を提出してください。休職期間が年度途中で終了する場合は「年収見込申告書」又は「年収見込証明書」により休職期間外の収入額を証明してください。

なお、休職者分についても、所得課税証明書の提出は必要です。傷病手当や育児休業手当を受給している場合は、受給額を証明する書類（写）も提出してください。

Q5 前期の授業料免除を申請した後に「通年申請」か「前期のみ」のどちらで申請したかを確認する方法はありますか？

A5 免除申請システムから出力された願書のPDFファイルを保存している場合は、願書の左上の「申請区分」欄に記載しています。また、後期の1次申請の期間に申請システムに入ってくださいと確認することができます。

その他のQ & Aを本学Webサイト (<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt02/>) 「申請に関するQ & A」に掲載しています。

VII. 所属学部・学府の担当係（提出・問い合わせ先）及び在学生の申請期間

令和4年度後期授業料免除 申請日程・受付窓口（本学独自制度）〔在学生〕		※新入生はスケジュールが異なります。	
所属	申請日程	提出先	二次申請
すべての学部の1年生 共創学部・理学部・農学部・21世紀プログラム(2年生以上) 理学府、数理学部、生物資源環境科学府、システム生命科学府※ ス・フォア・イノベーション連携学府 ※システム生命科学府学生は、医系学部等学務課医学学生係でも受付の み可	学務部キャリア・進学支援課 学生納付金免除係 (092-802-5949/5948/5950) sinseigagemenjo@jimmu.kyushu- u.ac.jp	(伊都地区) 〒819-0395 福岡市西区元岡744 (センター1号館2階)	一次申請 8/4 (木)～9/9 (金) (10:00～16:00) (日本時間) (8/11～8/16及び土日祝除く)
工学部(建築学科除く)(2年生以上) 工学府・システム情報科学府・統合新領域学府※ ※統合新領域学府学生は、イースト事務室・芸術工学部学務課 学生係でも 受付のみ可	工学部等教務課学生支援係 (092-802-2736) kotgakusei@jimmu.kyushu-u.ac.jp	(伊都地区) 〒819-0395 福岡市西区元岡744 (ウエスト4号館2階)	一次申請 8/4 (木) ～ 9/8 (木)
文学部・教育学部・法学部・経済学部・工学部建築学科(2年生以上)、 人文科学府・地球社会統合科学府・人間環境学府・経済学府・法学 府・法務学府※ ※法務学府学生は、法科大学院事務室でも受付のみ可(窓口受付のみ。お問 合せ、郵送提出は人文社会科学系学務課学生係学務支援係へ。)	人文社会科学系学務部学務課 (企画総括担当) (092-802-6385/6382) jbggakusei@jimmu.kyushu-u.ac.jp 法科大学院事務室 (※法務学府学生の窓口受付のみ) (092-712-0385)	(伊都地区) 〒819-0395 福岡市西区元岡744 イースト1号館1階 (大牟田地区) 〒810-0044 福岡市中央区大牟田4-2-1	一次申請 8/4 (木) ～ 9/8 (木) 最終日は、 日本時間 23:59まで
医学部医学科・生命科学科(2年生以上) 医学系学府(保健学専攻除く)	医系学部等学務課医学学生係 (092-642-6021) ijigakuka@jimmu.kyushu-u.ac.jp	(柳屋地区) 〒812-8582 福岡市東区馬出3-1-1	一次申請 8/4 (木)～9/9 (金) (10:00～16:00) (日本時間) (8/8～8/16及び土日祝除く)
医学部保健学科(2年生以上) 医学系学府(保健学専攻)	医系学部等学務課保健学学生係 (092-642-6680) ijghoken@jimmu.kyushu-u.ac.jp	(柳屋地区) 〒812-8582 福岡市東区馬出3-1-1	一次申請 8/4 (木)～9/9 (金) (10:00～16:00) (日本時間) (8/8～8/16及び土日祝除く)
薬学部(2年生以上) 薬学府	医系学部等学務課薬学学生係 (092-642-6541) ijyakugaku@jimmu.kyushu-u.ac.jp	(柳屋地区) 〒812-8582 福岡市東区馬出3-1-1	一次申請 8/4 (木)～9/9 (金) (10:00～16:00) (日本時間) (8/8～8/16及び土日祝除く)
歯学部(2年生以上) 歯学府	医系学部等学務課歯学学生係 (092-642-6262) ijsgakuka@jimmu.kyushu-u.ac.jp	(筑紫地区) 〒816-8580 春日市春日公園6-1	一次申請 8/4 (木)～9/9 (金) (10:00～16:00) (日本時間) (8/11～8/16及び土日祝除く)
総合理工学府	筑紫地区教務課学生支援係 (092-583-7513) srggakusien@jimmu.kyushu-u.ac.jp	(筑紫地区) 〒816-8580 春日市春日公園6-1	一次申請 8/4 (木)～9/9 (金) (10:00～16:00) (日本時間) (8/11～8/16及び土日祝除く)
芸術工学部(2年生以上) 芸術工学府	芸術工学部学務課学生係 (092-553-9489) gkggakusei@jimmu.kyushu-u.ac.jp	(大橋地区) 〒813-8540 福岡市南区瀬原4-9-1	一次申請 8/4 (木)～9/9 (金) (10:00～16:00) (日本時間) (8/11～8/16及び土日祝除く)

※郵送で提出する場合は、担当窓口へメール連絡をした上で、締切日必着でお送りください。
 ※受付窓口により、申請期間中に受付できない日が生じる場合や受付方法が変更となる場合があります。申請については各窓口の指示に従ってください。
 ※昼休みや授業間の休憩時間は窓口が込み合いますので、その時間をできるだけ避けてお越しください。